

合併協議会だより

8月12日、第20回合併協議会を三重町で開催

＜常備消防＞

大野郡東部消防組合は

- 1 合併の日の前日をもって解散する。
- 2 その事務及び財産をすべて新市に引き継ぐ。
- 3 その職員は、新市の職員として引き継ぐ。

緒方町、朝地町については、新竹田市と共同処理する。



第20回協議会（三重町中央公民館）



第21回協議会（清川村中央公民館）

8月23日、第21回合併協議会を清川村で開催

新市において、地域審議会を関係町村区域に設置。

昨年3月8日の第1回合併協議会から始められた合併協定項目は今回の第21回合併協議会までに、51協定項目が確認されました。

残りの協定項目第35号「病院・診療所の取扱い」は次回の合併協議会で協議が行われる予定です。

2004

第19号

平成16年8月

第20回合併協議会

第20回合併協議会が8月12日、三重町中央公民館で開催されました。

継続協議項目として、「地域審議会等の取扱い」、「一部事務組合等の取扱い(その3)」、「病院・診療所の取扱い」、の3協定項目の協議が行われ、また、大分県と協議中でありました「新市建設計画(案)」は最終修正(案)報告がされました。

「一部事務組合等の取扱い(その3)」、「新市建設計画(案)」が、今回確認されました。

第20回協議会までに71案件中69案件が確認されました。



あいさつをする芦刈幸雄三重町長

<確認された協定項目内容>

協定項目第11号 新市建設計画(案)について

5月13日、第15回合併協議会で提案され、大分県合併支援本部との協議が終了し、その協議内容報告を行い、今回確認されました。

協定項目第15-3号 一部事務組合の取扱い(その3)について

この調整案について協議検討する時間がほしいとの意見から継続協議となっていました。今回次のおり確認されました。

- 1 大野郡東部消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産をすべて新市に引き継ぐ。また、大野郡東部消防組合の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 2 緒方町、朝地町に係る消防及び救急に関する事務については、竹田市及び直入郡3町による新市と共同処理する方向で合併までに調整する。
- 3 野津町に係る消防及び救急に関する事務については、臼杵市及び野津町による新市と共同処理する方向で合併までに調整する。

<継続協議の協定項目内容>

協定項目第10号

地域審議会等の取扱いについて

地域自治区の設置をすることも考えられるのではという意見と地域審議会の協議書の内容修正を要望する意見があり、次回の協議会まで継続協議となりました。

協定項目第35号

病院・診療所の取扱いについて

公立医療施設総合検討専門委員会の検討報告をまって、協議をするため、継続協議となっています。

第21回合併協議会

第21回合併協議会が8月23日、清川村中央公民館で開催されました。

継続協議項目として、「地域審議会等の取扱い」、「病院・診療所の取扱い」、の2協定項目の協議が行われ、付帯事項を添えて「地域審議会等の取扱い」が、今回確認されました。第21回協議会までに71案件中70案件が確認されました。

また、新市名「豊後大野市」の「名付け親賞」と応募された方から10名の特別賞の抽選が行われました。



あいさつをする森健一清川村長

<確認された協定項目内容>

協定項目第10号 地域審議会等の取扱いについて

この案件につきましては、新市のまちづくりに大きく関わることから、継続協議を重ねながら、建設的な議論を行ってまいりました。法律の改正・施行を受け、新たな地域自治組織の検討も新市において必要であるという観点から、付帯事項を添えて以下のとおり確認されました

(付帯事項)

新市発足後、「新市まちづくり計画」に掲げる「協働」のまちづくりを積極的に推進するため、より充実した地域自治組織について十分に検討する

新市において、地域審議会を合併関係町村の区域ごとに設置する。なお、当該審議会の組織及び運営等に関する事項については、「地域審議会設置に関する協議書」のとおりとする。

(※この協議書は、協議会の議論を踏まえ、以下のとおり修正されました。)

地域審議会設置に関する協議書

(目的)

第1条 この協議書は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町の区域（以下「設置区域」という。）ごとに地域審議会を設置することとし、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この地域審議会を豊後大野市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）と称する。
2 設置区域ごとの委員会の名称は「豊後大野市」と「まちづくり委員会」の間に、合併前の町村の名称（三重、清川、緒方、朝地、大野、千歳及び犬飼）を挿入して表す。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、市長の諮問に応じ、設置区域に係る次の事項について審議するものとする。
(1) 設置区域に係る新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項
(2) その他市長が必要と認める事項
2 委員会は、必要と認める次の事項について意見を述べることができる。
(1) 設置区域に住所を有する者との連携の強化に関すること。
(2) 設置区域に係るまちづくりに関すること。

(組織)

第5条 委員会は、設置区域ごとに委員20人以内をもって組織する。

- 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
 - 公共的団体等の役職員
 - 識見を有する者
 - 公募により選任された者

(任期及び失職)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員の再任は妨げないものとする。
3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときはその職を失う。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
2 委員長は、委員の4分の1以上から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
4 会議の議長は、委員長が務めるものとする。
5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
6 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、委員会に諮った上で公開しないことができる。
7 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本庁及び支所の地域振興担当課において処理し、必要に応じて本庁において連絡調整を行う。

(補則)

第10条 この協議書に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この協議は、合併の期日から施行する。

＜継続協議の協定項目内容＞

協定項目第35号 病院・診療所の取扱いについて

公立医療施設総合検討専門委員会の検討報告をまっ、協議をするため、継続協議となっています。

公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、「公立医療施設総合検討専門委員会」の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。

＜新市名の名付け親賞・特別賞＞

新市名の募集には、総数で2501点もの応募がありました。去る8月23日の第21回協議会において、「名付け親賞」（新市名「豊後大野市」に応募された方1名）、特別賞（応募された全体の中から10名）の抽選が行われ、以下の方々に決定しました。

なお、「名付け親賞」の表彰及び記念品等の贈呈は、来る合併調印式の際に行う予定です。「特別賞」につきましては、事務局から贈呈させていただきます。

- 名付け親賞……賞状及び10万円相当の商品券
- 特別賞……賞状及び1万円相当の商品券

＜名付け親賞＞ 1名
大分市 佐藤辰徳様

＜特別賞＞ 10名
大野町 木下太様
三重町 河野マリ子様
三重町 後藤大紀様
三重町 後藤千代美様
朝地町 阿南博之様
三重町 今村公子様
三重町 平山喜久子様
三重町 藤井ナツ子様
犬飼町 柴田義輝様
三重町 親谷幸子様
(抽選順)



抽選をする小野幸義 新市名候補選定小委員会委員長

おめでとうございます。

合併協議会・幹事会・専門委員会は公開しています

これらの会議の開催日程は、協議会のホームページにも掲載していますが、都合により日程を変更することがありますので、傍聴される方は合併協議会事務局または合併関係町村役場の窓口にご確認のうえお越しください。

編集・発行／大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35（大原総合体育館内）
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp>
Eメール info@ohnogun-gappei.jp
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148